

風と共

発行所
関西ダクト工業協同組合
大阪市北区神山町9番
16号(山名ビル)
電話(312)0468・5508番

創立総会プロ グラムと議案

(1)開会の辞(2)物故者慰霊の
黙祷(3)発起人代表の挨拶(4)
来賓紹介(5)点呼報告(6)議長
選出

議案

(一)定款承認の件
(二)初年度及び次年度事業計
画案・収支予算案並びに
資金計画承認の件
(三)経費賦課及び徴収方法決
定の件
(四)取引銀行決定の件
(五)初年度及び次年度の借入
金並びに一会員に対する
貸付金及び債務保証金額
の最高限度決定の件
(六)加入金決定の件
(七)役員選挙の件
(八)創立時の役員任期の件
(九)役員に対する報酬の件

(十)略称決定の件
(十一)中央会加入の件
(十二)事務所設置の件
(十三)創立費の償却の件
(十四)主旨を変えない程度の
字句修正一任の件

役員選出など議案すべて可決

ダクト工業協同組合 連合会「創立総会」 泉都宝塚市で

ダクト工業協同組合連合会の創立総会は、去る九月二十七日、宝塚温泉の宝塚グランドホテルを会場に、全国各地から七十名余の出席を得て開催されました。当日やむを得ず参加されなかった方もありましたの

で、以下簡単に報告いたします。会議は、(開催地主義)の申し合わせ通り、まず菅本理事長(関西)の開会の辞でスタート、前発起人代表、故坂東氏をはじめ全物

からの激励と祝賀をいただいたながら、盛大な祝宴が初秋の夜に心ゆくまで繰りひろげられた。なお、末筆ながら、当日ご臨席または祝電を賜わったご招待先は次の方々であり、紙上を借りて重ねて謝意を表する次第であります。

中央金庫理事長、愛知県中小企業団体中央会長、全国ダクト工業団体連合会長、九州ダクト工業会長、日本鉄板株式会社名古屋支店長



ダクト工業協同組合連合会創立総会<宝塚グランドホテル>

創立までの歩み

△52年6月17日、於新橋第一ホテル。第一回協同組合協議会を開催し意見の調整と情報交換を行う。△52年10月13日、於八重洲ホテル国際観光。第二回協議会開催。△53年8月26日、於岐阜い

とう旅館。第四回協議会の席上、満場一致で創立を決議。直ちに正式な設立発起人として、代表発起人に関西ダクト工業協同組合理事長坂東正治氏(当時)を選任、同氏の承諾を受く。事務責任者は、名古屋ダクト工業協同組合住局長兼務。

△55年9月14日、加入申し込み締切り、引受出資金受入れ。創立総会招集状況發送。

選出された役員

会長 野口 登(名古屋)
副会長 菅本 博(関西)
専務理事 小山清一(群馬)
理事 木村隆雄(群馬)
仲野良市(茨城)

大森徳衛(千葉)
田村行雄(千葉)
平児禮一(名古屋)
濱田政義(関西)
山中武信(関西)

光本 章(香川)
魚住隆正(名古屋)
宗保 操(関西)
木内 浩(茨城)
村上 章(名古屋)
多田哲雄(香川)

△53年11月1日、関係官庁(建設、通産両省)及び全国中央会を訪問、設立についての予備接衝開始。△54年2月10日、坂東発起人代表(当時)急逝。続いて魚住局長病氣休職等々のため、一時中断状況となったが秋頃から再開。△55年2月6日、於八重洲ホテル国際観光。第三回発起人会。空席の設立発起人代表に、名古屋ダクト工業協同組合理事長野口登氏を補充選任。△55年4月9日、於八重洲ホテル国際観光。第四回発起人会開催。同時に各認可庁へのヒヤリングを開始し、同年6月末終了。△55年8月2日、於八重洲ホテル国際観光。第五回発起人会。創立総会開催の準備を決定。直ちに設立趣意書等發送。

関西ダクト工業協同組合・組合員 (50音順)	
大阪府	大和工業 〇七二〇(84) 五五六三
大阪府	小川鋳金工作所 〇七二〇(26) 二八〇一
大阪府	大島工業 〇七二九(65) 〇八七一
大阪府	関西設備工業 〇六(462) 六一六一
大阪府	三輝工業 〇六(322) 五五四一
大阪府	サンコー工業 〇六(902) 二四九二
大阪府	三和製作所 〇六(729) 七〇九九
大阪府	信和温調 〇六(962) 二五二三
大阪府	信和温調 〇六(962) 二五二三
大阪府	新光設備工業 〇六(682) 二一三六
大阪府	新光設備工業 〇六(709) 八八八一
大阪府	新都工業 〇六(922) 三六二六
大阪府	竹本設備 〇六(863) 三三二九
大阪府	土井池設備工業 〇七二〇(84) 二八二一
大阪府	花松設備工業 〇七二九(98) 七九三五
大阪府	平本鋳金工業 〇六(972) 八四四〇
大阪府	三好板金工作所 〇六(329) 四七四五
大阪府	淀川空調 〇六(473) 〇二〇〇
兵庫県	兵庫 〇六(473) 〇二〇〇
大阪府	大阪マイクログラフト 〇七二七(84) 三三三八
大阪府	内外熱学工業所 〇七八(576) 二七五三
大阪府	旬畑中鋳金工作所 〇七八(441) 四三四一
大阪府	牧飯金工作所 〇六(333) 五五四一
大阪府	ヤブサ工業 〇六(401) 五六七一
京都府	京都府 〇六(401) 五六七一
京都府	桃陽鋳金 〇七五(601) 一三五五
京都府	橋本ダクト工作所 〇七七四(22) 〇二四四
京都府	マツダ工機 〇七五(981) 八二五九
京都府	(有)森本鋳金工業所 〇七七四(21) 二三〇一
奈良県	奈良 〇七七四(21) 二三〇一
奈良県	東伸工業 〇七四五(72) 四六二九

ダクト工業協同組合連合会

本年度の事業計画

昭和55年度

①受注のあつせん事業Ⅱ年間あつせん工事額二〇〇〇万円を目標にダクト工事の受注のあつせんをする。②共同購買事業Ⅱ原材料及び副資材の共同購買は亜鉛鉄板、ポルトナット、作業服を対象に年間購買額一七、一〇〇万円を目標とする。③協定事業Ⅱ共同購買に関する協定④金融事業Ⅱ協定の協定⑤その他必要に応じて行う④金融事業Ⅱ協定の協定⑤その他必要に応じて行う④金融事業Ⅱ協定の協定⑤その他必要に応じて行う

ダクト工業協同組合連合会要綱

I 設立目的
我が国経済は石油危機を契機として高度成長経済から低成長経済への成長路線の変更となり、加えて石油の値上がりにより諸物価の高騰という現状は、いまだかつて経験したことのない厳しい環境のなかであり、業界を取りまく企業内容は苦しい受注による業績の悪化を招き、日夜これを打開するための対策を余儀なくされています。

このような状況下において私ども中小企業等協同組合は、この難局に対処するための対応策として、法的団体組織の連合化により、団体よりの通達指示事項の

組合のあゆみ

昭和55年7月—10月

- 7月
 - 26日 総務金融委
 - 29日 常務会
 - 31日 機関紙21号発行
- 8月
 - 2日 日ダ連発起人会
 - 6日 理事長 中金他へ中元の挨拶廻り
 - 8日 第37回理事会
 - 主な審議事項
 - ①与信状況の検討
 - ②モデル事業の実施計画
 - ③日ダ連の出資引受け
- 9月
 - 6日 教育厚生委
 - 14日 ボーリング大会
 - 15日 日ダ連総会場下見打合せ
 - 15日 組合通信一〇三号発
- 10月
 - 18日 全ダ連常任理事会に理事長出席
 - 雇用推進会議に専務理事出席
 - 19日 九州栗田会長と来訪
 - 理事長と協議
 - 20日 総務金融委
 - 日ダ連へ出資金納付
 - 緊急常務会
 - 22日 常務会、臨時役員会
 - 議題 共和設備工業の件
 - 25日 常務会
 - 共和設備工業の件
 - 協議会に理事長出席
 - 27日 日ダクト工業協同組合連合会の創立総会、於宝塚グランドホテル、理事長他二十名出席

法令研究

労働安全衛生法の一部改正(建設業の災害防止を目的として)

建設業の災害防止を強化

顧問の横顔

今夏当組合の顧問に就任下さった大東吾一先生については、組合通信でさきに速報しましたがそのプロフィールを更めてご紹介いたします。

大東 吾一先生

緊急全員懇談会開催

3日 第38回理事会

主な審議事項

①与信状況の検討

②共和設備工業の法定脱退と債権回収

③年末資金の出要案

④モデル事業の計画

⑤森内社長との協議

⑥梅田緑友会講演会に専務理事出席

15日 中小企業団体大阪大会に北川局長出席

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

建設業の災害防止を強化

新日鉄亜鉛鉄板、月星印亜鉛鉄板
日板ファブリダクト、日板フランジその他
= 日本鉄板指定問屋 =

株式会社 大塩

本社 〒581 八尾市弓削824の5番地 ☎八尾0729(49)7181代表~5
東京営業所 〒103 東京都中央区日本橋茅場町3の2太和屋ビル ☎東京 03(666)6371代表
滋賀営業所 〒525 滋賀県栗原太郡栗東町出庭中 ☎栗東07755(3)4481代表
尼崎営業所 〒661 尼崎市時友字ヤセダ153の1番地 ☎大阪 06(431)1192

印亜鉛鉄板、ステンレス

月星商事株式会社

本社/東京都中央区八丁堀4丁目4番2号
大阪支店/大阪市西区新町2丁目10番6号
電話/大阪(06)541-8771(代表)
支店/北関東・神奈川・郡山
営業所/和歌山・姫路・静岡・八幡・小山・千葉・埼玉・会津若松・山梨・砂町工場・浦安倉庫・桜島倉庫

委員会だより

建設業界に多い問題点 特に複雑な下請機構

《総務金融委員会より》

わが国の建設業界はなお多くの問題点をかかえていると指摘する向きがあり、その一つは、元請下請関係であることは各位もご

承知の通りであります。申すまでもなくこの関係は、
◎近代的にして、対等な契約関係、また
◎合理的にして適正利潤の保証される共栄関係であるべきことは、あえて、戦後に公布された一連の法制の趣旨を引用するまでもなく、明らかであるところ、何人も異議をささむ余地もありませんが、現実にはその目指す処に到達しない面も認めざるを得ないようになっています。この原因を単純には、説明が難しいでしょうが、私は何と申してもわが国の複雑な重層の下請機構——実際の工事が多数の中小専門工業者によって施工されるという特殊な実態に根源するのではなからうかと推論しております。

もちろん戦後、行政的には建設省や公取委を創設して関係法令を主管せしめ、たゆまざる業界指導、育成の結果、いやくも戦前

の生活かも知れません。三十数年と言え、若い頃、共に仕事をした昔の仲間も、私と同様答えの出ない愚問愚答の悩みがあつても不思議ではないと思ひます。今では一人二人と大阪の地を離れて行きました。自分の生れ育った町で、現在も同じ仕事をしています。立場も変わり、事業主として立派に頭張って居るのです。秋は人を恋うとか、別れたまま逢う事もない友人の噂を聞いて、思ひついた様に激励と称讃の意味をこめてこんな手紙を書いたためました。「前略、承らくご無沙汰、悪しからず、君が大阪の町から姿を消して十年近くなり、今迄音信不通、君の事だから元氣だらうと思ひます。筆不精はお互い様、こ

を知る方々にとっては、格段の改善、向上が評価されてはいますが、だからと申して手放しで喜び得る状態とは必ずしも申し難いことは前述の通りであります。

禁法（不正取引禁止事項など）を、あなたは、何回目を通されていきますか。このようなことでは、元請、下請関係の改善一つを取り上げて、めざましい進歩は到底、期待しがたいと申しては言い過ぎでしょうか。しかし今からでも遅きに失することもないと思ひます。寸暇をみて、これ等を学び知り、その上に立って広く設備工事業界の発展向上を目標に、先づ歩み出す責務を忘れてはならぬと信じております。

△事業活動確保及び下請対策面▽
○官公需受注確保法○下請中小企業振興法○建設業法○下請代金遅延防止法
△経営安定対策面▽
○倒産防止共済法○特定不況地域対策法○小規模企業共済法
△従業員福祉対策面▽
○中小企業退職金共済法○最低賃金法○家内労働法○建設雇用改善法
◎その他▽
中小企業基本法○独占禁止法（第五章）等々。

許可基準の一つである「財産的基礎又は金銭的信用」の二百万円を五百万円に引上げようとするもの。
軽微な工事の削除の理由として全建産があつては、①一戸建木造住宅工事のほとんどが一五〇平方メートル以下であり延べ面積が一五〇平方メートルの木造住宅工事にあつては、請負金額に關係なく許可を必要とされないという矛盾がある。②請負契約書作成の時点で直備扱い或いは、許可を必要としない金額に分割して契約することも行われており不合理がみられる。このほか今回の要請では許可基準に、労災保険法、雇用保険法、その他の社会保険法の適用事業所であることの追加と標準下請約款の実施の義務づけもあわせて盛り込んである。

努力の語源

花松 操

最近、私も年を取ったのか自分の言動に対して自己反省が強く、神経の細胞がぼつぼつ老化の現象が出て来た様です。おまけに神経性健忘症？にも犯された様です。物忘れがひどく思考と行動の歯車が噛み合わない様です。色々努力はして思ふ様に行かないのが現状です。私が空調関係の仕事に入つてもう三十数年になります。一日を大切に一年を無駄なく過ごして来たつもりですが、過去を振り返つて印象深く心に残つた年は殆んどありません。五十歳近くになって来ま

な生活かも知れません。三十数年と言え、若い頃、共に仕事をした昔の仲間も、私と同様答えの出ない愚問愚答の悩みがあつても不思議ではないと思ひます。今では一人二人と大阪の地を離れて行きました。自分の生れ育った町で、現在も同じ仕事をしています。立場も変わり、事業主として立派に頭張って居るのです。秋は人を恋うとか、別れたまま逢う事もない友人の噂を聞いて、思ひついた様に激励と称讃の意味をこめてこんな手紙を書いたためました。「前略、承らくご無沙汰、悪しからず、君が大阪の町から姿を消して十年近くなり、今迄音信不通、君の事だから元氣だらうと思ひます。筆不精はお互い様、こ

その内容は、現行の許可を必要としない軽微な工事を削除して建設業を営む者はすべて許可を取得するとともに、現行の一般建設業ならぬの奴。しかしその下の二つの力に深い深い意味があるのをご存知か、これを私流に解説すれば、女の又と言え、君も知るホタテ貝によく似た、生きた貝の事が想像出来ます。女の又に力こそ男性のシンボルと、表現すれば、努力の努力こそまさに男女の交と考へてよいはず、奴にシンボルならオカマだよ、中には好む者もいますが、二つ目の力は女に対して、愛の動作に移る時、男性のシンボルは、女を愛を力強く受け止める、一段と逞しく全体を女の為に燃えつくす熱魂となつて、女に幸福感を満足さす力です。唯動くだけの努力なら、働きの字体が適当だと思ひます。男がすべてに女の為に努力する事は、すべて

建設省と専門工事業者団体との初の懇談会が行われたが業者団体側はその節、
①業法の許可業種の見直し
②元請、下請関係の具体策
③官庁官署工事の平準発注
④中小企業近代化資金の適用緩和などについて活発な意見を出し同省の考え方を質した。これについて同省の回答のうち特に注目されたことは
(A) 現行許可制度の運用面での見直しを行い許可を厳しくしてゆく方針を検討中であること
(B) 優良業者、団体の新しい形の表彰制度を研究中であること
(C) 建設業種について、現行の28業種の適否について見直しの検討を示したこと、等である。

スクラップ情報

◎許可制度の見直し
全国建設業協会はこのたび建設省に建設業許可制度の見直しと業法の一部改正に関する要望を行った。

建設省業種見直し？
建設省と専門工事業者団体との初の懇談会が行われたが業者団体側はその節、
①業法の許可業種の見直し
②元請、下請関係の具体策
③官庁官署工事の平準発注
④中小企業近代化資金の適用緩和などについて活発な意見を出し同省の考え方を質した。これについて同省の回答のうち特に注目されたことは
(A) 現行許可制度の運用面での見直しを行い許可を厳しくしてゆく方針を検討中であること
(B) 優良業者、団体の新しい形の表彰制度を研究中であること
(C) 建設業種について、現行の28業種の適否について見直しの検討を示したこと、等である。

祝 創立 5 周年

和 田 商 店	中 谷 パ ッ キ ン グ 工 業 株	ヤ ブ サ 空 調 機 材 株	ミ タ イ 工 機 株	大 東 機 工 株	双 和 産 業 株	岡 田 帆 布 工 業 株	オ ー ツ 力	荒 金 工 業 所
---------	---------------------	-----------------	-------------	-----------	-----------	---------------	---------	-----------